

第2回八幡市農業委員会議事録

令和5年9月5日（火） 午後2時00分

八幡市役所本庁舎5階 会議室5-2

八幡市農業委員会長 長村 信幸

前書は令和5年9月5日開催の第2回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員（長村 信幸） _____

署名委員（西村 忠雄） _____

署名委員（符川 亮） _____

案 件

議案第4号 農地法第3条許可申請審議の件
議案第5号 農地法第4条許可申請審議の件
議案第6号 農地法第5条許可申請審議の件
議案第7号 2アール未満の農業用施設の届出について
議案第8号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案

報 告 農地法第4条届出書について
農地法第5条届出書について
合意解約通知書について

出席農業委員

畑中 邦夫	関東 豊則	西川 吉之	古里 治彦
長村 信幸	西村 忠雄	符川 亮	金谷 泰宏
辻 典彦	奥村 芳治	前田 孝文	西川 茂男
猪飼 美和子			

欠 席
北川 邦彦

出席農地利用最適化推進委員

上野 信昭	伊澤 治彦	山田 晃嗣	金森 一幸
關西 保博	小里 隆信	佐野 富彦	堀口 雅智

欠 席

事務局

西岡 賢治	梶浦 靖人	石原 毅之
-------	-------	-------

議 長
(長村会長)

ただ今から、第2回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の農業委員の出席は、13名ですので、本総会は成立しております。
本日の会期は午後2時から午後5時までとします。
議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の署名委員さんについては議席番号7番 西村忠雄委員と議席番号8番 符川 亮 委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第4号 農地法第3条許可申請審議の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗読) 申請物件の所在 川口高原 地目は畑、面積 393 m ² 外3筆 申請物件の所在 岩田南浅地 地目は畑、面積 43 m ² 申請物件の所在 岩田大將軍 地目は田、面積 1,218 m ² 申請物件の所在 戸津木戸口 地目は田、面積 1,043 m ² 申請物件の所在 岩田西玉造 地目は田、面積 638 m ² 外3筆 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 (法説明) 譲受人につきましては、それぞれ農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われるので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興部会長	ただ今の案件につきまして、8月29日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第4号 農地法第3条許可申請審議の件」につきましては、許可することといたします。
議 長	次に「議案第5号 農地法第4条許可申請審議の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗読) 申請物件の所在 八幡源氏垣外 地目は田、面積 797 m ² 転用目的 露天駐車場

	<p>申請人は議案書のとおりです。</p> <p>(法説明)</p> <p>本件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に規定する地域であり、許可基準に定めるその他市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、8月28日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。</p> <p>他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第5号 農地法第4条許可申請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。</p>
議 長	<p>次に「議案第6号 農地法第5条許可申請審議の件」を議題といたします。</p> <p>事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗読)</p> <p>申請物件の所在 戸津東代 地目は畑、面積419㎡</p> <p>転用目的 露天駐車場</p> <p>譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。</p> <p>(法説明)</p> <p>本件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第5条第2項第1号ロ(2)に規定する地域であり、許可基準に定めるその他市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、8月28日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。</p> <p>他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>

議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第6号 農地法第5条許可申請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。
議 長	次に「議案第7号 2アール未満の農業用施設の届出について」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗読) 届出物件の所在 戸津小中代 地目は畑、面積1,000㎡の内100㎡ 届出人は議案書のとおりです。 (法説明) 本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する2アール未満の農業用施設であります。承認については、問題ないものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、8月28日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第7号 2アール未満の農業用施設の届出について」は承認することといたします。
議 長	次に「議案第8号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案」を議題といたします。 農業振興課に朗読説明を求めます
農業振興課長	農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う市の基本構想の改正について説明させていただきます。 まず、改定についての概要の資料により説明します。 この基本構想は、経営基盤強化促進法という法律に基づく市長村計画になります。 経営基盤強化促進法は、国が効率的かつ安定的な農業経営を規定して、規定する内容の経営をされる方々に農業経営の半分以上を担ってもらえるような農業を実現したいという目的で作られたものです。 具体的には、認定農業者、農業経営改善計画の認定の基準及び利用権設定の基盤・根拠になっている法律です。

今回、総会に議案として上程した理由が2つあります。

1つ目に、この経営基盤強化促進法が国で改正され、令和5年4月1日に施行されました。それに基づき、京都府が基本方針を6月末に変更されました。市でも最小限必要な部分だけ9月末までに更新しなければならなくなったということです。

二つ目に、計画の改正にあたって知事の同意が必要で、府に提出させていただく前に、農業委員会とJAからご意見を伺うことが位置付けられているためです。

一方で、提案がこの時期になった理由は、府が6月末に改正されましたが、改正に必要な事項の府からの連絡や記載方法についての調整に時間を要し、本総会で提案させていただくことになったものでございます。

今回、市が変更する部分は、議案資料の3「市町村基本構想」の定める事項などを下線で示していますが、これまでも地域計画の説明の時にもお伝えしていますように、市では基本構想、農業振興計画及び地域計画という主要な3つの計画を来年度までにまとめて改正する予定としております

今回の改正は、法律が変わり、例えば地域計画を位置付けるなど、全国統一的に変更が必要な部分のみとさせていただき、構想の内容の検討は次年度また改めて行いたいと考えています。その際には検討段階で農業委員会のご意見をお聞きしたいと考えております。

その他、京都府にも詳細は来年度に変更するため、今回は最小限の改正にするという調整をさせていただいています。

次に、主な具体的な改正内容を説明いたします。資料「基本的な構想案」をご覧ください。

第4「第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」の部分は、変更前にもあった内容を項の移し替えなどの整理を行い、事項的には新設になっております。

法律でもこれまで認定農業者、年間500万円以上・他産業並みの所得の方を育成しようということで進めてきましたが、今般の農業後継者の現状を鑑み、いわゆる家族経営農家や八幡市にはないですが集落営農組織など、多様な担い手と呼ばれている層もしっかりと担い手として位置付けるとしています。八幡市でも、こういった方を育成していくことを記載しているというのが一番大きな内容です。その他、色々なところで記載していた内容をここで整理しています。

第6の農業経営基盤強化促進事業に関する事項ですが、1つ目の項目、第6の第18条第1項の部分が今回、一番大きな改正となるところで、地域計画を位置付ける項目となっています。協議の場の設置の方法以降の部分は、地域計画の進め方、八幡市はこのように策定していきますということを記載しています。

以上が、今回の主だった改正となります。繰り返しになりますが、来年度、新たに検討し、全面的に見直していきたいと考えております。

<p>議 長</p>	<p>ただ今の案件について、委員さんの「ご意見」をお聞きしますが、内容が分かりにくい部分もあるかと思えます。</p> <p>第6の18条の部分、いわゆる中間管理機構や土地改良区などと連携して農業を進めていかなければならないというのはよく分かります。今回の改正箇所ではありませんが、第2の農業経営の指標の表の数字を見ると疑問を感じます。ここは見直してほしいと考えます。地域計画、基本構想、農振計画を見直して農業をしやすいように進めていただいていると思えますが、この部分はしっかりと整理してほしいと思えます。</p> <p>整理した上で、農業委員会でも時間を作るので説明をしてほしい。来年度の改正の時には、時間をかけて説明してほしいと思えます。今回は時間がない中での説明となりましたが、この形でいいと思えます。</p> <p>今後は、このようなスケジュールにならないようお願いいたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>例えば、ネギのハウス周年栽培のところは、現実的な数字となっていません。</p>
<p>議 長</p>	<p>農家にも聞いたうえでの数字と聞いたことがあります。目標数値なのかもしれませんが、実状とあっていないので整理が必要。</p>
<p>委 員</p>	<p>この数字を新規就農を促すために使ったり、担い手農家もこれだけ耕作すればこれだけの収益が上がるという数字にされては困ります。</p>
<p>議 長</p>	<p>この辺りの整理が必要との指摘を含めた形で農業委員会の意見としたいと考えます。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご意見がでましたが、農業委員会としての意見を整理させていただくと、今回の改正案はこの形で良いですが、改正案の変更箇所ではない部分でご意見があり、指標の表など、来年度の改正では、全体を通して再度検討し、丁寧な説明をお願いするという内容の意見としてまとめたいたいと思えますがよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議ナシ)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、そのような内容で、農業委員会の意見といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>(事務局 報告)</p> <p>「農地法第4条届出書について」 農地法第4条届出書は、農地造成のための一時転用の目的で、7月10日に届出があり、7月31日に受理通知を行いました。</p> <p>「農地法第5条届出書について」 農地法第5条届出書は、店舗建築の目的で、7月18日に届出があり、</p>

議 長	<p>7月25日に受理通知を行いました。</p> <p>「合意解約通知書について」 本件は8月2日に合意解約をされています。</p> <p>他に何かございませんか。 無いようでございますので、これをもちまして、第2回八幡市農業委員会総会、議案審議及び報告案件を終了いたします。</p>
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------